

1. 件名：「美浜発電所3号機格納容器サンプ水位計の修繕に係る設計及び工事計画届出に関する事業者ヒアリング」
2. 日時：令和4年2月8日（火） 10時45分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門  
戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐、宮本安全審査専門職※、  
宮嶋安全審査官  
  
関西電力株式会社  
美浜発電所 計装補修課 課長 他8名※
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：  
・なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。こちら原子力規制庁の宮嶋です。ただいまより美浜3号、CVサンプ水位計修繕工事、こちら工認の届け出ですね、こちらについてのヒアリングを開始させていただきます。
0:00:15	それでは資料に沿いまして、関西電力の方からご説明お願いいたします。
0:00:26	御礼美浜の池田でございます。本日もご説明の場セッティングいただきまして誠にありがとうございます。本日、美浜3号機の格納容器サンプ水電送機の修繕工事に係る設計と工事計画の届け出1月31日に実施させていただきます。
0:00:44	今回の申請の内容についてご説明したいと思います。
0:00:50	で、資料はですねお手元の補足説明資料の方でのワンスルーご説明したいと思います。お手元の方ご準備ください。
0:01:01	早速ページめくりまして目次の次の1ページ目から工事の概要についてまずご説明いたします。
0:01:11	工事の目的ですけれども設備図るため保守性向上の観点で今回検出器の方ですね、右側の変更内容の図をご覧ください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:22	二つ絵が載っておりますが、今、季節がですね左側の付録浮力式の推計につき、フロートタイプの降雨期ですね。
0:01:33	沖野市で実際の水位をはかっていくと。
0:01:36	いった検出方式だったんですけども、これが今回製造中止ということになっておりまして、原子力でも認可実績を有する右側のSARS式と申します。
0:01:52	床0、ダイヤフラムがですね液面の中に入ってます、ここで水圧をはかって、大気との差圧でも、
0:02:03	液面の水位を検出すると。
0:02:07	いった検出方式に今回変更を実施するといったものでございます。
0:02:14	認可申請の要否ですけども、別表第1の下欄の中でですね、原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置に係るものと、
0:02:27	そういったものに今回該当してございますので、届け出の対象に今回なっているといたものでございます。
0:02:36	ご提案につきましては1月31届け出させていただきました、規制庁殿に今回ご審査いただいて、ご理解いただければ今の我々の想定としては3月上旬から、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:50	現地工事着手させていただきまして、4月末に検査と、
0:02:56	いった運びで考えております。
0:03:00	設置許可の方ですけれども本文の変更に該当しませんので設置許可変更は今回実施してございません。
0:03:11	宴会については以上でして次2ページ目お願いいたします。
0:03:17	工事計画の新旧比較になってございます。登用目標の記載ですけれども現在の要目表の中で、今回名称を種類計測範囲。
0:03:29	取付け箇所と、個数について明確化させていただきます。
0:03:36	3ページに行きまして、許認可の要否についてですけれども、大瀬市丸の設置変更許可につきましては、
0:03:46	今回設備変更によって用語の種類がですね、浮力式から差圧式に変更するといった内容ですけれども。
0:03:56	設置許可自体にはですねこういった記載事項がそもそもございませんので、変更となる箇所はない、ございません。
0:04:04	工事計画の方ですけれども、これ先ほどもご説明した別表第1のカラーに該当します。3D労基法東電地方それぞれの届け出対象となっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:17	4 ページ目がですね炉規法の抜粋赤枠のところ該当するといったものです。5 ページ目が電事法の該当箇所を左下の方に線打っておりますけれども、同様の箇所が届け出対象として該当するものです。
0:04:34	6 ページに行きまして今回の適用条文についてのご説明になります。
0:04:41	具体的にはですね 7 ページ以降に適用条文の整理表をつけさせていただいてます。7 ページですと地震、
0:04:50	あと安全設備、E A P 施設機能は該当しております。
0:04:55	8 ページにいまして原子炉冷却材圧力バウンダリのに該当するといったことで内容自体は高沢 4 で新規制移行で認可後認可いただいた実績からこれについては変更ございません。
0:05:12	次 11 ページに行きまして、今回の届け出の添付書類についてのご説明です。
0:05:20	添付書類としましてはまず設置許可整合が該当しております。
0:05:27	12 ページに行きまして、設定根拠ですね今回コースを明確化させていただくのと、
0:05:34	あと健全性に関する説明書ですね、これで環境条件とか、試験検査性についてご説明させていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:45	13 ページをお願いします。
0:05:48	実際今回の推計の系統図。
0:05:51	あと耐震の説明書は物自体はノンクラスですので重要度Cクラスの耐震の基本方針を今回ご説明させていただいております。
0:06:01	あと構造図。
0:06:03	あと、譴責の取り付け箇所の準備。
0:06:06	今回返してきた。
0:06:09	14 ページ、お願いします。
0:06:11	定例の品質マネジメントの説明書の方をつけさせていただいております。
0:06:19	次 15 ページをお願いいたします。
0:06:21	工事の方法のところですか。スポーツの検査につきましては、外観と据付状態確認が該当してございます。
0:06:33	主高さ 4 の認可実績から変更はございません。
0:06:38	26 ページに行きまして工事上の留意事項のところですがけれども、ここも一般的な留意事項については該当しておりまして、17 ページをお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:52	今回 C V 内の作業ということで放射線管理に関わるフジコーについては該当ということで 0 にさせていただいております。
0:07:04	28 ページお願いいたします。
0:07:08	今回、検出器を型式を変えるということで制度自体に問題がないのかっ ていうところも確認させていただいております。表 1、ご覧ください。
0:07:19	更新前の浮力式ですね譴責制度はプラマイ 0.5% に対して更新後の差 圧式につきましては、プラマイ 0.2% ということで制度はですね、より 良くなっているといったものでございます。
0:07:35	これに伴いまして B ポツに書いている再稼働の 5 審査でもご確認いただ いている古い率の検出時間、1 時間以内に、コンマ 230% を、
0:07:48	堅持するといったものですが、ここに対しては何ら機能に影響を 与えるものではないといったことを確認してございます。
0:07:57	19 ページが既存の浮力式の
0:08:01	十河さんですけども教諭さんは赤枠で囲っているプラマイ 0.5% だっ たものが、次の 20 ページにいきまして、
0:08:09	誤信号ではプラマイ 0.20% になると思ってございます。
0:08:18	全体ですね今回の届け出のご説明については以上になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:28	はい。説明ありがとうございました。規制庁宮嶋です。ちょっと何点か質問というか確認をさせてください。
0:08:36	まず、先ほどご説明ありました通り推計を浮力式から、差圧式に切り替えるで保守性向上の観点。
0:08:47	というところで、説明されてるところがあるんですけども。
0:08:51	具体的に、
0:08:52	保守性の向上、
0:08:54	先ほどちょっと補足的に説明ありましたけれども、
0:08:58	浮力式が、
0:09:01	製造中止になってしまって、
0:09:03	例えば、
0:09:05	部品の交換が必要になった場合は、その保守ができないから、
0:09:09	今現行で生産してるさつき式に切り換えますとか、
0:09:14	そういう御説明。
0:09:16	で、
0:09:17	が、この保守性向上の、
0:09:19	説明ということで理解してよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:09:26	管理美浜の池田でございます。まさに今、規制庁殿、おっしゃっていた通りでして、今回風力資金がですね、製造メーカーの方でも製造中止になってしまいます。
0:09:38	そうなるそうですね、おっしゃっていただいた通り定期的なメンテナンスであるとか、或いはほんとにトラブル、設備に不具合とかが発生して、
0:09:49	トラブルが発生したりしたときに、早急に修理したりとか、或いは部品交換みたいなものですね、必要になってくるんですけども。
0:09:59	製造中止になるとそういったサポートがですねメーカーの方から一切受けられなくなってしまいます。
0:10:06	ということで我々としては、設備保全の観点を踏まえると、あらかじめ今回、前広に取りかえしておくことで、保守性が向上するというふうに考えて今回こういう表現をさせていただいております。
0:10:21	以上になります。
0:10:23	はい。規制庁ミヤジマですありがとうございます。そうですね。
0:10:28	部品がないと、交換も補修もできませんよっていうところでの新しい方の現行品に変えるということでは理解しました。あと、
0:10:36	ちょっともう1点。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:37	衛藤水系の個数は、変更前変更後ともあの表を見ると、1個で変更なし ということで、
0:10:45	おそらくこれ、多重性とか多様性の確保が必要な設備が該当しないの で、複数行でもなくてもいいのかなっていうふうに理解してるん です が。
0:10:54	ちょっとこちらも、
0:10:56	そなんその理解でよろしいか、ちょっと確認させてください。あと、
0:11:00	衛藤。
0:11:01	浮力式を残していると何かデメリットとかあるんでしょうか。
0:11:09	関連美浜の池田でございます。
0:11:12	まず多重性多様性の確保という観点では規制庁とおっしゃった通りこれ 今回、安全施設には該当しませんので、
0:11:22	まずその要求事項はないというふうに考えてございます。
0:11:27	で、もう一つご質問いただきました。そうだったとしても、仮に今の、 従来のものも併用して、その設置しておけないのかっていうところは すねちょっと我々も実は考えてはいたんですけども、やはりちょっ と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:42	これ、理由は2点あると思ってて一つはやはり先ほど申し上げた製造中止に伴って、既設品のですね契機としてのその信頼性の確保が、
0:11:53	困難になってしまうといったところがまず一つあるのと、あとはですね今回新たに差圧式を設置しないといけないんですけれども、
0:12:03	既設のこの福士キー自体がですね新設のその干渉物になってしましまして、かなり空きスペースがない、メンテナンススペースを十分に確保できないと。
0:12:14	いった部分でも懸念がございまして、今回取りかえをさせていただくのが適切であろうというふうに考えた次第でございます。以上です。
0:12:25	はい。規制庁宮嶋です。ありがとうございます。そうですね。おそらく、
0:12:30	浮力式残しておくとならぬのは、想像していましたが、ITしっかり理解できました。ありがとうございます。
0:12:36	あとすいませんもう1点なんですけど、
0:12:40	検出器取りかえ前後の漏えい率の検出時間の評価ってところが届け出章にも、この補足説明資料にも、
0:12:48	記載いただいているところなんですけれども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:51	こちらのその評価方法というのは、すでに、
0:12:54	認可。
0:12:56	している。
0:12:57	内容等、
0:12:58	同様の、同様の整理で、この評価をしている。
0:13:03	っていう理解でよろしいですか。
0:13:07	関連美浜の池田でございます。はい。規制庁殿のおっしゃる通りでして、これ帰任カーのですね資料 23. 今回もつけさせていただいてるんですけれども。
0:13:18	原子炉核抜き内の R C S 漏えいを監視する装置の説明書、今回既認可の時にも、今回もつけさせていただいてて、その中で、この漏えい検出時間のところですね。
0:13:32	定量的に評価させていただいております。今回
0:13:37	補足でも申し上げました検出器制度自体はですね、従前のものよりもさらに精度は上がっておりますので、むしろ検知時間としては、より短くなる方法なんですけれども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:49	ちょっと短くなる方向なんですけれどもそこは保守的に既存の既認可の算出方法を提出させていただいているといった認識でございます。報告書です。
0:14:01	はい。ご説明ありがとうございます規制庁ミヤジマです。はい。その点についても理解できました。ちょっと。
0:14:08	すいません細かい初めてなのでちょっと細かいことを聞かせていただこうと思います。
0:14:14	演算時間これ8分。
0:14:17	というふうに算出しているんですけれども。
0:14:22	これはちょっと細かい根拠というか三種II根拠ってどこかに書いてありましたっけちょっと申請書の中身ちょっと見ても、8分の根拠そのものってのは、
0:14:33	その添付の5とかにはなかなか書いていないのかなっていうところで見つけきれなかったんですけれども、これで何かどっか説明ありましたらちょっと教えてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:48	南里深山の池田でございます。おっしゃる通りでこれ申請図書の中でも8分という記載があってですね再稼働審査の時とか或いはセンコーの高さんの中でも、
0:15:01	ちょっと細かいそこまでの議論をご提示したものがちょっと見当たりませんでしたのでちょっとそこは、今回改めて確認して補足の中で記載充実させていただくちゅう形でいかがでしょうか。
0:15:39	ちょっとお待ちくださいすいません。
0:16:30	すいませんお待たせしました規制庁ミヤジマです。
0:16:33	ちょっと江藤建設時間についてなんですけれども。
0:16:37	平成28年の漏えい件数の時間の評価ってことは美浜3号でやられてるのかなという認識をしているんですけれども。
0:16:46	そこで8分っていう評価。
0:16:56	すみませんと平成28年の10月のやつなんですけれども。
0:17:00	原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを管理する装置の構成に関する説明書。
0:17:08	平均月の取付箇所を明示した図面及び、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:11	並びに、県計測範囲及び警報作動範囲に関する説明書に係る補足説明資料。
0:17:19	というところで、
0:17:21	原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えい監視の評価時間についてとい う、
0:17:26	資料を、
0:17:27	規制庁の方に提出されていて、
0:17:30	ここで、
0:17:34	演算演算できる設計。
0:17:36	時間。
0:17:37	の。
0:17:39	根拠は説明されているのかなと思うんですけどこういうところをちょっ と。
0:17:42	確認させてください。
0:17:46	これは付け、こういう説明し切れませんかはい。
0:17:58	衛藤宮本です。すみません。関西電力の方で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:04	最初補足説明、補足を追加したいとおっしゃった多分、これを念頭に置いてるのかなと思ってるんですが。
0:18:14	もしこういうものを検討されてるならば、こういったものを、
0:18:17	追加していただくということでよろしいんじゃないかと思いますが。
0:18:23	矢島さんいかがでしょう。
0:18:25	はい。宮元さんにございますそのような理解で。はい。います。はい。関西電力さんの方もいかがでしょうか。
0:18:33	安全美浜の池田でございますちょっと私の説明がちょっと不十分で、ごめんなさい。誤解を与えてしまったみたいで、申し訳ございません。再稼働の審査の時とです。ね。今回もなんですけれども。
0:18:47	今まさに言っていたいただいた説明書の中にですね。
0:18:53	C V サンプ水の上昇率測定装置の演算時間の記載は記載させていただいてます。その中で、実際に円座はですね。
0:19:06	微分方程式を使って、漏えい水が流入してきたときに、その流入開始から約8分で流量が計算できる設計としますと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:19	これに保守的に演算時間を 10 分と設定させていただくってことは 今回もですし、再稼働の審査の時も、申請当初の中に目、三木させてい ただいております。
0:19:32	ただその具体的な中身の内訳っていうところをきちっと計算結果なりを お示ししたものがちょっと、なかったという趣旨でお伝えしたものでし て。
0:19:44	その部分が必要でしたら補足か何かでつけさせていただいてはどうか という意味で、ご提案させていただいた次第でございます。
0:19:52	以上になります。それでは、どうぞ。はいどうぞ宮本さんどうぞ。
0:19:59	ごめんなさい。区長からやって今回ここの 8 分ていうところを、いわゆ る 1 時間以内に収めるというところで、
0:20:10	この 8 分なんですよっていうところ、ここは
0:20:14	この
0:20:16	堀川
0:20:18	封水系の、ある意味この届け出の肝となるようなところですので、
0:20:24	ここはきちっと資料をつけていただいて、説明していただきたいなど。
0:20:30	いうふうになっております。その点ご理解ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:36	関連美浜の池田でございます。はい。ご趣旨承知いたしました。しっかりそこ説明の方ですね記載充実させていただきたいと存じます。以上です。
0:20:52	はい。規制庁宮島です。はい。それでは、布施追加の説明資料の方よろしくをお願いします。
0:20:59	あと、すみません何点か細かいことをちょっと確認させてください。
0:21:04	申請書の添付3でしたっけ、の中に実証、
0:21:09	試験、実証実験みたいなのが、記載があるんですけどもちょっと。
0:21:14	点。
0:21:15	資料申請書の添付3でしたっけ。
0:21:20	ちょっと待ってください。
0:21:24	添付3の、
0:21:32	すいません。資料、
0:21:35	3、
0:21:36	申請書資料。
0:21:38	の資料の添付3ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:42	の、4 ページ。
0:21:45	及び、
0:21:46	何ページぐらいでしょう。
0:21:49	3 ページだ。はい。すみません 3 ページのところのその実証実験、自重し試験ですね、この辺の内容ってちょっと細かく説明いただくことって可能ですか。
0:22:06	はい。衛藤。
0:22:09	環境と、あと C ポツの放射線、はい。
0:22:17	衛藤箇所、箇所でいうと、
0:22:20	申請書添付 3 の、
0:22:24	3 ページで言うと、ぽ II の、
0:22:29	ポツの環境圧力で
0:22:35	3 ページの、
0:22:36	上から 2 行目を実証し、
0:22:39	実証試験等によるものとする。この実証試験。
0:22:43	あとは、
0:22:46	あとは C ポツですね C ポツの放射線影響。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:49	のところの、次のページって4ページ目の、	
0:22:55	4ページ目の123。	
0:22:57		35678
0:22:59	8行目にある実証試験等、	
0:23:02	こういうところなんですけれども。	
0:23:28	関連の深山池田でございます。基本的にですねC V内で使っている計装 品関係につきましては、	
0:23:39	その耐環境性の検証試験というものを実証検証しております、	
0:23:46	実際実機に供用する前にですね、同一の型式品の試験業種体を使って、 その方、実際に放射線に暴露をさせたりとかですね。	
0:23:57	或いは実行時の圧力みたいなものに実際に試験装置で暴露させて、それ でもその健全性が維持されるっていったところを、	
0:24:07	この検証で確認しているといったものになります。以上です。	
0:24:13	はい。規制庁宮島です。ありがとうございました。これは、	
0:24:17	同じ型式のものを、放射線だったり圧力、	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:23	の環境下において、健全性確保できますってところの評価をしてるのかそれとも取りつける実物をやってるのか、ちょっと教えていただけますか。
0:24:35	関連美浜の池田でございます同じものを使うとですねそういった環境にさらされたものを使うことになっちゃうんで基本的に同一形、機能別の試験供試体を使って検証するというのが基本的な考え方になってございます。
0:24:48	以上です。はい。土岐さん。
0:24:53	はい。
0:24:56	はい。
0:24:57	そうですねはい。規制庁宮嶋です。その実証試験のデータだ、データでしたり、環境、その設定の根拠でしたりっていうデータって、出させていただくこと可能でしょうか。
0:25:12	試験結果のデータでした。
0:25:18	神戸深山の池田でございます。検証自体はですね、実際、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:24	<p>施工いただいてるプラントメーカー側のところろうで能機微目機微情報になりますのでちょっとご提示できるかどうか一度ちょっと確認させていただきたいと存じます。以上です。</p>
0:25:40	<p>はい。規制庁宮嶋です。わかりました。なるべくはい。こういうところは、はい。</p>
0:25:48	<p>原子力規制庁のトガサキですけど。</p>
0:25:51	<p>ちょっと位置付けを確認したいんですけどテンプ出野さんの2ページのところ、例えば</p>
0:26:01	<p>P O S の環境圧力のところには、まず、先ほど安全施設ではないというふうに言ってたんですけど、その安全施設に対しては、事故時の環境とかを、</p>
0:26:14	<p>あれですね、またられなければいけないという。</p>
0:26:19	<p>ことになるんですけど。</p>
0:26:21	<p>そこで、その下のパラグラフを見ると、通常運転時に使うもので、その耐気圧でいいですっていうふうを書いてあって、そのあとに先ほどの、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:33	3-3 ページの上の方には、その実証試験等によるものとするというふう に書いてあるんですけど、まずはだから、
0:26:45	安全施設ではないということをちょっともう1回確認したいと思ってま して、
0:26:54	この資料のですね。
0:26:56	3-1、1 ページの方を見ると、
0:27:02	一応ここらにはちゃんと書いてあって、その安全、設備ではあるんです けど、その安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高 い。
0:27:13	安全機能を有する施設ではないので、
0:27:17	多重性は要求されてないということが書いてあるんですけど。
0:27:22	まずその安全施設ではないってということをちょっともう1回説明をし ていただきたいと思うんですけど。
0:27:32	神戸深山の池田でございます。これは浜崎さんおっしゃっていただいた 通りでして当該のこのCV サンプ水系自体はですね、プラントの通常運 転状態ですね渋谷がいわゆる蒸気暴露。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:48	蒸気とかが、環境が悪化する前の段階で、そういった状態を検知するための契機になってございますので、
0:28:00	そういった実際、ろ過とかMLBみたいな、渋江の環境悪化したような状態での監視を、事故時の干渉を要求されているような設備ではないと。
0:28:13	いう設備になってございますので、こちらは安全特に重要安全施設には該当しないとしたところはこれ新規制のときのご審査いただいたときから、何ら機能自体変わるものではございません。
0:28:29	ちょっと今もですねごめんなさいこの添付の3-2とかのですね、上段のところは基本的にまずCVの機器っていうのは基本的にこういった事故自体環境性能っていうものに持つ検証してますよっていうのがちょっと枕詞として記載させて。
0:28:46	いただてるものなんですけれども今回使ってる
0:28:50	試運サンプル推計自体は、そういった通常運転状態で使うものですっていうので、そのあとに記載させていただいてるといったものになってございます。
0:29:00	以上です。はいわかりました。規制庁のトガサキです。ですから安全施設ではあるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:29:09	安全機能、特に高い安全機能を有する施設ではないので、多重化は要求されてませんということと、それと事故時の
0:29:20	時に必要なになるものではなくて、通常時に必要なものだっていう、そういう理解でよろしいですか。
0:29:31	常見浜池田でございます。はい。今おっしゃっていただいた通りでございます。規制庁の外崎です。それで先ほどの実証試験の方なんですけど、
0:29:41	こちらの方は、
0:29:44	末の今回の機能としては通常状態で、機能すればいいと思うんですけど、試験としては、事故時の条件も含めた試験をやられてるっていう理解でよろしいですか。
0:30:04	神戸深山池田でございます。ちょっとその部分もう一度こちらで事実確認させていただきます。
0:30:09	基本的にはさっき言った通り要求機能としてはそういった記載キタイマではないんですけども、実力的にちょっと確認できているというところを確認したいと存じます。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:22	はい。規制庁の藤河崎ですわかりました。それでちょっとこの資料3の全体の書き方なんですけど。
0:30:30	この、また、タイトル自体が安全設備及び重大事故等対象設備が使用される条件のもとにおける健全性に関する説明書というタイトルになっています。
0:30:42	るんですけど、内容としては、先ほどの事故の話が書いてあったり通常の話が書いてあったりとかっていうふうになってるんですけど。
0:30:52	これは先ほど、
0:30:55	新規制基準の時に、主の審査で説明されたっていう話があったんですけど、その時もこういうような構成になってた。
0:31:06	ていう考えように考えてよろしいですか。
0:31:18	関連美浜の池田でございます。はい。おっしゃる通りでして再稼働時の生活工認の時からこの基本方針としての記載は変えておりません。以上です。
0:31:31	規制庁の岡崎です。そうするとこの資料はもう基本的には新基準の時に、
0:31:39	提出された資料と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:42	ほとんど
0:31:44	あれですね、種類が変わっただけ、と思うんですけどそこが変わっただけって考えてよろしいですか。
0:31:52	伴深山池田でございますはい。おっしゃる通りでございます検出器の部分だけ変わってるということでこの基本方針自体なら何か変更あるというものではございません。以上です。わかりました。はい。
0:32:04	続けてください。
0:32:08	えっと規制庁ミヤジマです。
0:32:10	ちょっと続けてまた質問なんですけどちょっと、今回添付の 5 に行きます。
0:32:17	添付の 5 の 11 図、ページで言うと 24 ページ。
0:32:25	グラフがあるんですけども、
0:32:29	こちらは、先ほど言った後平成 28 年 10 月の美浜 3 号の方に、資料にもあるんですけどもこの業種開始の経過時間、
0:32:40	右軸が、
0:32:43	横軸が、
0:32:44	N E A T 分。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:46	縦軸が、
0:32:49	凝縮液量。
0:32:51	ていうふうな、
0:32:52	グラフ案ですけどこれ、
0:32:54	はどこから来たグラフなのか説明いただければと思う、思うんですがい かがでしょうか。
0:33:21	深山の池田でございます。実際これ、解析とかですね実証試験で出てき たものから算定してるグラフになると考えてますけれどもちょっと事実 確認を実施いたします。
0:33:35	以上です。はい、ありがとうございます。規制庁の宮島です。これは同 じく添付5の中の、
0:33:44	これは何ページだろう。
0:33:46	ちょっと待ってください。ページ数が、
0:33:49	添付5の21ページですね。こちらの中で、
0:33:56	項目でいうとBポツ、凝縮液量が平衡に達する時間。
0:34:01	の、旧冷却入戸での凝縮液量っていうところで、数式括弧数式として、 注釈2で衛藤委員をしてるところかなと思うんですけれども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:12	ここ、この数式括弧数式って書いてあること、ところの意味っていうのはこの、
0:34:17	注2を見ると、
0:34:19	警報設定 J A L 漏洩量 9 番。
0:34:24	ていうものが設定されていてその 95%以上となる並行と並行の到達時間として算出しています。その根拠が、それを算出する。
0:34:36	ための根拠がその図 11。
0:34:38	そして下間書いてあるんですけども、
0:34:42	ところこれはもう、
0:34:45	括弧数式で書いてある中身っていうのは、
0:34:48	その並行。
0:34:50	する、この業種計器量、
0:34:53	よりもちょっと下に線を引いてここに到達したら警報、
0:34:57	気泡になりますよっていう理解でよろしいですか。
0:35:04	関連美浜池田でございます。すいません。今ちょっと音声で申し訳ないですと切れてしましまして注記 2 の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:12	ところですね、第1充実を参照してっていうところの後後、申し訳ない すもう一度お願いできますでしょうか。はい。それで凝縮力9ってのは 基本設計値が旧案としてこの上に、
0:35:26	1.5。
0:35:28	ていう警報設定値があって、
0:35:31	下の図11を参照しつつ、これの95%となる量。
0:35:37	2級が達したら警報が鳴るっていうふうなところの、そ関係が、
0:35:43	あるっていうふうに今理解してるんですけども。
0:35:46	それでよろしいでしょうかという質問です。
0:36:07	管理部浜池田でございます今おっしゃっていただいた理解で我々も同様の 認識をしてございます。ちょっと念のためここももう少し詳しくこちら でも事実確認させていただきます。
0:36:17	以上です。はい。それに関しても、先ほどから言っている平成28年10 月に出してもらった、
0:36:26	工認の補足説明資料ですよね一次冷却材の漏えい監視の評価時間につい てという資料。
0:36:33	には、そのような評価とあとグラフの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:36	関係、そのグラフの中に、下にません引いてあってここに達したら救急学校に出したら傾向にありますよっていう。
0:36:46	説明をしていただいているところだと思うので、
0:36:49	こちらに関しても、
0:36:52	28 平成 28 年 10 月に出してもらったような資料で説明いただければと思うんですが、可能ですか。
0:37:05	神戸深山池田でございます。申しわけござい。ちょっと今もすいませんとぎれとぎれになってしまって音声、ちょっともう一度お願いできますでしょうか申し訳ございません。すいません。ちょっと。
0:37:15	はい。今マイクロ違いました。こちらに関しても、平成 28 年の美浜、
0:37:21	3 号の工認の資料ですね。
0:37:26	一次冷却材の漏えい監視の評価時間についてというところの補足説明資料で、同様の説明がされていて、同じようなグラフが書いてあって
0:37:36	1.5 のちょっと下に線が引いてあって、ここに達したら警報が鳴りますという、
0:37:42	ふうな説明がなされてると思いますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:44	この漏えい監視の評価時間についてと同じような説明資料を提出いただければと思うんですが、ちょっとこちら対応可能でしょうか。
0:38:00	今、ご指摘いただいた部分をちょっと補足説明資料の方でつけさせていただくという形で対応したいと思います。
0:38:10	以上でございます。
0:38:13	はい、ありがとうございます。そちら補足説明の追加よろしくお願ひします。
0:38:18	あと、すいません。全体的な今回の
0:38:23	取りつける計測機能、耐震性について、
0:38:27	確認したいんですけれども。
0:38:30	こちらCクラスで整理されてるということで、
0:38:35	よろしいかなと思うんですけれども。
0:38:38	衛藤。
0:38:39	ちょっと待ってください。資料6だ。
0:38:42	すいませんノンクラスです。
0:38:47	はい。ちょっとこの耐震性説明だとノンクラスなんですけれども、それでCクラスとして

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:38:55	評価自体はCクラスとしてできるのかなという説明をさっき受けたところですけどもここの整備についてちょっと明確に。
0:39:03	説明いただければと思うんですが、いかがでしょうか。
0:39:07	おそらく新保4かな。
0:40:01	関連の深山でございます。当該計器実態はですね、ノンクラスなんですけれども、耐震。
0:40:10	重要度、耐震区分としてはCで設定させていただいてるといったものになります。
0:40:16	以上です。
0:40:24	はい。
0:40:25	はい。規制庁宮島です。ありがとうございます。それと許可、
0:40:29	テンパちいの耐震区分をまとめた。
0:40:34	表があると思うんですけども、それだと、どういう文言のところで読むのかなっていうところは確認させていただきたいんですけど。
0:40:42	今パッと答えてますでしょうか。
0:40:47	神戸南出ちょっと設置許可の耐震区分の方はちょっと確認させていただきます。すいませんちょっと今即答はできません。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:56	はい、わかりましたじゃこれ後程回答いただけるということでよろしく お願いします。
0:41:01	あとはいたしました。はい。
0:41:16	原子力規制庁のトガサキです。
0:41:19	まずですねちょっと最初の補足説明資料の2、2ページの、
0:41:26	ところをちょっともう1回確認したいんですけど。
0:41:30	2、2ページの一番下の2行目、2行なんですけど、新規制基準に於いて も申請の対象外であったことから、
0:41:40	機器工事計画書に記載はないためっていうふう書いてあるんですけ ど。
0:41:46	先ほどのご説明とかを聞いてると、
0:41:51	平成28年の10月の資料とかでも、
0:41:56	美浜3号機の漏えい検知器のですね、性能とかっていうのを審査をして ると思うんですけど。
0:42:07	ここのちょっと位置付けをですね新規制基準の時に対象ではなかったっ ていうところも、もう少しちょっと説明をしていただきたいんですけ ど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:20	安全美浜の池田でございます。
0:42:23	今回もですねその施行規則の別表の中では、
0:42:30	尾上を監視するものっていうところで対象にはなってるんですけども、この新規制のタイミングではですね、この検出器、
0:42:39	自体の変更っていうところは、実施してございません。
0:42:45	ですのでいわゆる元への要目表でいう種類の変更には、
0:42:51	該当しないと。
0:42:54	いったところでイオンの添付書類の方では、記載はさせていただいてるんですけども、その要目表としては、大木工事計画書に記載してないといった趣旨になっております。
0:43:09	以上です。
0:43:10	規制庁のトガサキですちょっとまず許可と、設工認にちょっとまず分けたいんですけど。
0:43:18	この28年の10月の御説明っていうのは、これ許可での説明なんですかそれとも

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:27	設工認では対象じゃないってことなんで、設工認ではないと思うんですけどそうすると、許可での御説明っていうふうに考えてよろしいですか。
0:43:54	候補。
0:43:55	引っかけているものになります。
0:43:59	はい。
0:44:00	すいません今音声途切れちゃったのでもう一度説明お願いいたします。
0:44:04	検査の中で、
0:44:08	すいません。
0:44:11	当時の再稼働の生活工認の中でご審査いただいているものになってございます。
0:44:18	規制庁のトガサキでそうすると、
0:44:21	水位上昇率測定装置自体は、
0:44:26	設工認の対象になってたんですか。
0:44:32	はい。その通りでございますただ種類自体に変更はなかったので、要目表をつけてなかったということでございます。
0:44:41	規制庁のトガサキです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:44	すいません、要目表がなかったってことは、
0:44:49	この基本設計方針とかだけ説明してたっていうことなんですか。
0:45:00	管理本部池田でございます。はい。おっしゃる通りでございます。
0:45:03	ちょっとそこのところを、もう少しちょっと詳しく。
0:45:08	説明していただきたいと思ってましてだからこの推計自体は、新規制基準の設工認の対象ではあって、
0:45:18	それでその基本設計としては、ちゃんと審査をしていて、
0:45:25	ただ、
0:45:28	工事の工事がなかったんで異様目標は、
0:45:32	つけていなくて、
0:45:36	その要目表っていうのは、今回2ページの表表に書いてありますけど、その変更前の要目表というのはその時にはだから書くタイミングではなかったのにつけられなかったっていう、
0:45:51	こういうことでまずよろしいですか。
0:45:56	関連美浜池田です。はい、おっしゃる通りでございます。
0:45:59	規制庁のトガサキです。それで、ここの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:05	だから漏えいを、あれですよ。監視する装置っていうのを、要目表に書くことになったのは、新規制基準の後というふうを考えてよろしいですか。
0:46:41	関連美浜の池田でございます。今の2ページ目のですね。
0:46:46	一番下のポチですね期工事計画書の記載のところにも記載させていただいてるんですけども、この事前届け出を要するものが記載されたのは2003年の規則改正以降になってございますので、
0:47:00	これ以降で物を種類を変えればですね、その時点で届け出の対象になるといったふうに認識してございます。以上です。
0:47:10	規制庁の戸ヶ崎じゃわかりましただからその、
0:47:14	だに03年以前は、この要目表に、
0:47:19	漏えいの推計とかを書くような、
0:47:24	規定にはなくなってなくて、その推計はそれより前にできたものなので、設工認は、取っていなかった。
0:47:35	ただ、それを更新を今回することになったので、
0:47:40	要目表の記載が変更となるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:46	今回はだから、申請の届け出ですか、届け出の対象になると、そういう整理。
0:47:54	と理解してよろしいですか。
0:47:58	関連美浜の池田です。はい、おっしゃる通りでございます。
0:48:01	もう規制庁のトガサキですけど、もう少しだからちょっと新規制機関、 タイミングとしては、だから、2003年の規則改正と、
0:48:11	あと、新規制基準のタイミングがあって、それで、この装置は2003年 の、
0:48:18	規制規則改正の前にできたものなので、
0:48:23	そのときには、設工認は取ってなかったんですけど。
0:48:27	2003年以降も、工事がなかったので、
0:48:33	設工認を、
0:48:37	こん時も届け出なんですかねと届け出をするタイミングはなくて、新規 制基準の時も、
0:48:45	申請この件、すす飯野城処理測定装置は、申請の対象だったんですけど 基本設計方針だけの説明で、
0:48:55	要目表は変更がなくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:58	今回、
0:49:00	装置を更新するんで、
0:49:04	要目表の記載が変わるので、
0:49:07	届け出の対象になりますっていうことだと思いますのでそこら辺をちょっと時系列を追って、
0:49:14	もう少し詳しく説明していただきたいと思うんですけどいかがですか。
0:49:25	美浜の池田でございます。はい。今、
0:49:29	整理いただいた通りでして、まずは2003年の規則改正のですね、これ以前に、このCVサンプの水系自体はすでに設置されていたものでございます。
0:49:41	それがですね新規のタイミングでも、変更がなかったということで新規の中で、要求されている設計方針については、ご審査いただいて、5人かいただいたと。
0:49:54	新規性、終わりましたそのあとの今の方の再稼働をしたこのタイミングで始めて今回この推計の検出器を初めて取りかえると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:50:07	<p>ということで種類も変わるといったことでここで始めてこの 2003 年規則改正の、この届け出の対象になったということで今回届け出させていただいたといった経緯になってございます。</p>
0:50:19	<p>以上です。</p>
0:50:20	<p>はい、わかりました。規制庁の藤勝昭です。そこをちょっとご説明を、この資料 2、補強してもらいたいと思うんですけどいかがですか。</p>
0:50:32	<p>関連美浜、池田でございます。はい、拝承いたしました。ちょっと資料の中にですね、この補足の 2 ページ目のところにもう少し丁寧に記載のほう充実させていただきます。</p>
0:50:43	<p>以上です。はい。規制庁の藤河西です。ありがとうございます。ちょっとこういう同じような例パターンで、</p>
0:50:52	<p>届け出で、対応をされた例っていうのがあったらちょっとそれも教えてもらいたいんですけど。</p>
0:51:11	<p>管理美浜の池田です。深山さんよりは計装設備に関しては今回が初めてかなというふうに認識してございます。ただ弊社全体で見た時には高浜三、四号機でですね、同じこの格納容器サンプ水系があって、これは 20</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:29	18年に届け出させていたでいて、規制庁殿に5認可いただいているとい った実績はございます。以上です。
0:51:38	はい。規制庁のトガサキはわかりました。
0:51:41	私からは以上です。
0:51:54	成長宮本ですよろしいでしょうか。
0:51:56	はい宮村さんよろしくお願ひします。
0:51:59	すいません。
0:52:01	まず1点これは参考にお聞きした教えていただきたいんですが。
0:52:07	江藤補足説明資料の1ページ目で
0:52:13	6時期のものが、製造中止ということでメンテの観点でっていうこと で、
0:52:19	加圧式の方に変わるっていう話があったんですけども。
0:52:22	こういう研修機の類、
0:52:25	水系の権益の類で、
0:52:28	浮力式、
0:52:31	今ものっていうのは基本的には製造中Cの流れで、今後も、
0:52:37	今回のようなですねの差圧式変えてくような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:41	工事というのは今後も発生するのでしょうか。ちょっと全般的な話としてちょっと教えていただければと思います。
0:53:09	神戸美浜の池田でございます。
0:53:11	今回のこの製造中止の対象になってるものを使ってるっていうのが、高浜さん大木先ほど申し上げました。
0:53:22	あと美浜の3沖弊社としては以上が届け出の対象になってまして今回基本弊社についてはこれで対象はないというふうに考えてございます。以上です。
0:53:37	はい。規制庁宮本です。観点プラントとしては、
0:53:44	対応をこれで終わるということがわかりました。
0:53:48	衛藤。
0:53:52	はい、わかりました。他に類似の浮力式水位検出器のようなもの。
0:53:59	んついても今後、その差圧式変えていくような話っていうのはあるのでしょうか。そういう意味でちょっと先ほど、全般的な話を質問させていただきましたが、
0:54:09	参考程度にお聞きしたかったってことなんですけども、わかりますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:16	管理美浜の池田でございます。今んところ今回、我々からご提案させていただいたもの以外のフロート式ですね。
0:54:26	製造中止になるとか、そういった情報は今、特段ございませんので、継続してこれからもいったものについては、使用させていただきたいと考えてございますし、その時点で、
0:54:39	これ以外で何か今後届け出が必要になりそうな、フロート式があるというふうには考えてございません。
0:54:46	以上です。
0:54:49	規制庁宮本です。ありがとうございます。
0:54:52	続いて補足説明資料の
0:54:58	7 ページ目。
0:55:00	適用条文の整理結果のところ、ちょっと駒井点なんですが、確認させていただきます。
0:55:07	衛藤。
0:55:09	例えば7 ページ目のところを
0:55:13	6078 条あたりでもいいんですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:17	期工事計画により適合性が確認された状態と同じでありって言葉を、
0:55:26	理由の欄に書かれている。
0:55:29	記載されてる何ことなんですけども。
0:55:32	ここで言ってる。
0:55:33	ちょっとこの言い方がちょっといまちよくわからなかったというのと、ここで結城工事計画ってのは何か、
0:55:42	そういうこと。その期工事計画っていうのは、
0:55:47	この言葉を使っているすべての、
0:55:50	ところで、同一のものなのか或いは網を気工事計画と呼んでるものを、記載してるものは条ごとに、
0:55:58	違うのかどうかというのを、
0:56:01	確認させてください。
0:56:17	管理美浜の池田でございます。ここ期工事計画で適合性が確認された状態と同じって文言が同様に記載されてるんですけどもこれは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:27	再稼働のときの生活購入の中でご審査いただいた既工事計画から何も変わってないという趣旨で記載させていただいて趣旨自体は同じものになる、なっております。
0:56:40	以上です。
0:56:43	はい。規制庁宮本ですということは、合理的工事計画と言ってるのは再稼働。
0:56:49	はい。新規性太陽光人。
0:56:52	牧河内計画イコール再秋月新規制対応工認、
0:56:58	認められた工事計画。
0:57:01	全部見て、AM考えて全部、他の条文を注いで、転換していけばいいということよろしいでしょうか。
0:57:12	管理美浜池田です。はい、おっしゃる通りでございます。
0:57:17	はい。
0:57:18	はい。規制庁源ですわかりました。
0:57:28	ちょっと細かいところ 18 ページ。
0:57:32	ですけども、A と B ポツで、
0:57:35	3 行目のところに、漏えい検出時間。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:40	添付 2。
0:57:42	第、
0:57:43	40 って書いたんですけどこれは、大津。
0:57:48	菅南池田でございます。申し訳ございませんここ第 5 図でございます。 いません適正化いたします申し訳ございません。はい。
0:57:57	わかりました。
0:57:59	規制庁源ですそれで先ほど高浜さんと呼んで同様の塗布、フロート式か ら差圧式への、
0:58:11	水系の届け出をしてるって実績がありますという話なんですが、
0:58:16	高浜の場合は例えばこの
0:58:21	原子、
0:58:25	症例の遅れ時間の要素っていうのは、T 湾から、
0:58:31	T 456 も含んでる形なんですよね。
0:58:35	これはあれですか現地の容器周りの、
0:58:41	物が物も、
0:58:47	格納容器サンプの方に入っていくから、
0:58:49	高浜がそういうふうにしてって感じなんですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:53	ちょっと高浜もご説明しようとして比べてみて、ちょっとここに差異があるのかなと思ったんですけども。
0:59:00	それではその漏えいの、
0:59:03	今回、サンプルの方は、業種、企業測定装置からのもの、蒸気分と、液体部分の方は、
0:59:11	ループ室の方からってことになってると思うんですけども、その辺違いがあるのかなと思ったんですがちょっと確認させてください。
0:59:24	深山池田でございますすみませんちょっと手元に高浜の補足がないものでしてすみませんちょっとそこはもう一度確認させていただきます。申し訳ございません。
0:59:36	はい。これ今回は美浜なのであくまでもちょっと参考って形で教えていただければと思います。
0:59:44	はい。
0:59:45	はい。私からは以上です。
0:59:51	規制庁宮島です。ちょっと条文のところで、
0:59:57	業務のマルバツのところちょっと1点追加で設置、質問させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:00:02	これは7ページ。
1:00:05	なんですけれども。
1:00:08	7ページで言うと、第6条、津波による損傷の防止のところ右側の理由の説明、理由のところの一番下の行ですね。
1:00:18	水上昇速度、
1:00:20	哉測定装置の安全重要度分類ってクラス3。
1:00:25	であって、
1:00:27	というところなんですけれども。
1:00:29	こちらのクラスの設定根拠っていうのは、
1:00:35	C V サンプ。
1:00:37	炉水上昇率測定装置そのものはもうクラス3というふうに、
1:00:42	そもそもそれで認可を受けていて整理をされていてっていうことでいいですか。
1:00:59	管理部浜池田でございます。はい。おっしゃっていただいた通りです で、我々もJ E A G 4611の需要度分類指針の中で当該の計器自体は情報提供系のMSさんに該当するといったふうに認識してございます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:20	はい。規制庁ミヤジマですありがとうございます。ここそうですねMFさんなので、461減らしてこれは重要な部分。
1:01:28	岩佐徳田さんの重要度分類をしますということは、やはり理解できましたので先ほどノンクラスっていうご説明いただいたので、すいませんもう一度確認させてください。坂野クラスでしたっけ。耐震でしたっけ。
1:02:13	ちょっとコンデミ美浜の池田でございますちょっと説明が不足で申しわけない先ほど申し上げたのっていうのは菅熱田、私らの美浜発電所の弊社の保全総合システム上でのそういう、
1:02:27	保全能区分分類として申し上げているものでしてちょっと申し訳ないです規制庁殿に対してはこの条約4611とかにも言ってるその暗さ。
1:02:37	M3に該当するという言い方が適切でしたのでちょっとそこは訂正させていただきます。申し訳ございません。
1:02:43	はい。規制庁宮嶋です。はい理解いたしました。あくまでもそれ完全山の中で保全の区分としてノンクラスだけれども、この4601。
1:02:53	だったらCクラス、461で見たらMSさんなのでこれは安全重要度クラス3ですっていう整理をされてるのかなと理解しました。
1:03:03	すいませんもう一つちょっと条文のところでどこだっけな。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:08	9 ページなんですけれども。
1:03:11	これ
1:03:13	34 条の計測装置のところでこれ該当しませんという説明をされています。これって炉内の核計装とかそういうところじゃないからこれはバツですよっていう整理をされてるんでしょうか。
1:03:40	神戸深山の池田でございます。はい、おっしゃる通りで新津とか有水とか、そういった計測制御系統施設に該当するものではないといった認識でございます。以上です。
1:03:53	はい。あくまでもこれはす。
1:03:56	C v の中で漏えいを検出するため、その水位を測定しますというその測定っていうワードがちょっと。
1:04:03	大場リンクス。
1:04:05	かぶっちゃったから、
1:04:07	あくまでも測定装置という、
1:04:10	いつもこの、
1:04:12	技術基準規則上の 34 条の、その測定装置じゃないですよという整理で、 はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:17	整理なのかなと考えてました。はい、理解できたと思います。
1:04:22	そうですね 34 点目でございます。おっしゃる通りでございますありがとうございます。34 条の記載の中では、この
1:04:30	前項に該当しないものだと思ってましたのはい。ありがとうございます。
1:04:35	一応私からは以上なんですけれども、追加で、
1:04:40	ツカベさん追加で何かありますでしょうか。
1:04:45	あ、はい、規制庁ツカベです。内容はいいんですけど、確認したい点が 1 点ありまして 2019 年の高浜 34 の届け出ないし先ほど来出てるかと思うんですが、
1:04:58	型式自身は、高浜と今回の深山というものは、
1:05:04	同じなんだろうという点が 1 点の質問です。
1:05:12	ほんで深山の池田でございます型式自体はですね同じ差圧式なんですけど、品質方式自体は同じ S a a S 方式なんですけれども。
1:05:22	ちょっと型式名称ですね、ちょっとその部分が全く同一かというところはちょっと確認いたします。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:30	はい、わかりました。確認不要です。それはこちらでも確認できるので、結構です。
1:05:37	あと
1:05:39	大嶋先生の仕方としては、申請書のつくりには補足説明資料を、
1:05:45	を作りとしては、
1:05:47	2019年の高浜34と同じ形で、
1:05:51	今回申請していただいている。
1:05:54	という理解でよろしいでしょうか。
1:05:58	神戸深山池田です。はい、おっしゃる通りでございます。
1:06:02	はい、わかりました。最後なんですけどちょっと先ほど
1:06:05	検出時間の話とか評価の話とか出てたかと思うんですが、
1:06:10	今回その検出器が変わることによる、
1:06:14	す。新規制の時に確認した。
1:06:17	ものから、
1:06:19	その評価の値も含めてですけど、変わる要素っていうのはあるんですか。
1:06:27	神戸美浜の池田でございます。今回

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:31	再稼働のときにご説明した評価からは変わらないというのが結論になります。ただ、補足でも、先ほどご説明した通り 18 ページですね、補足説明資料の 18 でも書いた通り、
1:06:43	検出器の制度自体は従来のものよりも良くなってるんで、むしろ時間としては均一時間としては短くなる方向だと思ってます。ただそこは評価自体に、
1:06:55	非安全側の影響はないということで評価自体変えるものではございません。以上です。
1:07:00	はい、規制庁ツカベ、わかりました。私からは以上です。
1:07:06	原子力規制庁のトガサキです今のですね
1:07:11	その検出器の、
1:07:12	生件数制度と、あとケアの継続時間との関係なんですけど。
1:07:20	さっき精度がよければ、そういう建設時間も早くなるんですか。
1:07:32	何で美浜の池田でございますちょっと私の言い方がすいません後日当たりたかもしれないけど明確にその時間が短くなるといったものではございません。おっしゃる通りでして、ただ譴責制度が幅が出ちゃうんで本来なら、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:45	検知しなければならないところが誤差が大きくと、検知が遅くなるといった可能性はあり得るといった趣旨でお伝えしたものでございます。すみませんちょっと説明不足でした。
1:07:55	以上です。規制庁のトガサキです。
1:07:58	要は待つ制度も大事だと思うんですけど8分でちゃんと演算ん
1:08:06	ができるっていうのが重要だと思うんですけど、それは、
1:08:12	製造とか当間検査とかで、どういうふうに確認されてるんでしょうか。
1:08:49	関電美浜の池田でございます。今小崎さんおっしゃっていただいた通り我々の定期事業者検査の中で実際に実乳実注入流量試験の方でも、実際にこの、
1:09:02	8分以内で実際に検知できるといったところは確認させていただいております。
1:09:08	以上です。
1:09:09	規制庁のトガサキですかそう。そうしましたその上、
1:09:14	検査とか実績とかでも結構なんですけど、その情報を追加していただくことは可能ですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:24	神山池田でございます承知いたしましたちょっと補足の中でそこも記載 充実させていただきます。
1:09:30	以上です。
1:09:31	城野トガサキですよろしく申し上げます。
1:09:34	以上です。
1:09:38	はい。規制庁宮嶋です。ちょっと追加で何か。
1:09:42	宮本さん、ありますか。
1:09:47	大和です。特にございません。はい、ありがとうございました。すいま せんちょっと私から補足なんですけど先ほどツカベさんが、
1:09:54	の質問で固めコードは確かP3の時と一緒にだったと思うんですけど実装 の仕様がちょっと違うのかなっていうところがあったので、
1:10:04	ちょっと後程、こちらの方でもし確認しようと思います。
1:10:08	私の方から以上なんで、はい。規制庁の方からは以上なんですけれど も、関西電力さんの方から何かありますでしょうか。
1:10:21	関連美浜の方は特にございません。
1:10:24	はい、ありがとうございますそれでは本日のヒアリングを終了させてい ただきます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:10:32	ありがとうございました。
---------	--------------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。